

# 加古川市説明資料

『地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し』

平成28年7月15日(金)

加古川市

重点番号21:地方公共団体が条例で定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(加古川市)

# 説明の概要

- 1 提案の背景について
- 2 支障事例について
  - ① 障害者等医療費助成
  - ② 乳幼児医療費助成
  - ③ こども医療費助成
  - ④ 母子家庭等医療費助成
- 3 加古川市からの提案について

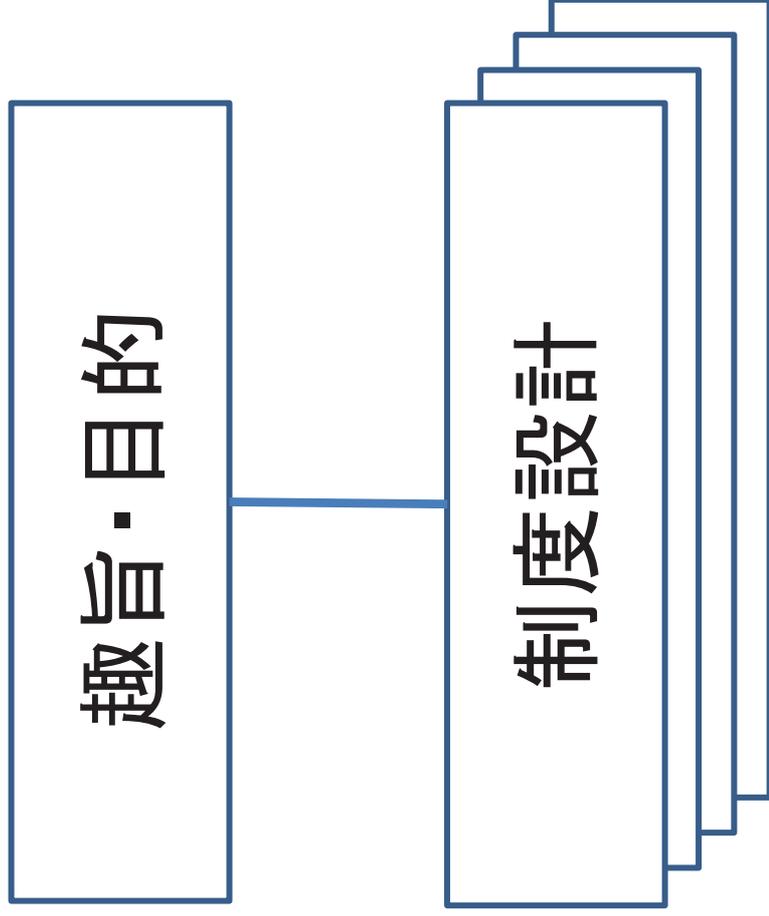
## 提案の背景（福祉医療費助成制度の概要）

- 障害者、老人、乳幼児、子供、母子家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行う。
- 県の制度を基本とし、市が拡充（助成額・対象者の拡大、所得制限等の緩和）する2階建ての制度（県制度適用分は、1／2を県が補助）である。
- 県、市のどちらの制度でも、所得状況など資格審査が必要となる。

# 提案の背景（福祉医療費助成制度の概要）

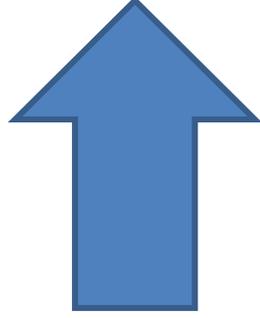
制度名(目的・趣旨)	制度設計
<p><b>障害者等医療費助成</b>                      障害者福祉の充実を図るため、障害者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る</p>	<p>県制度 市拡充</p>
<p><b>老人医療費助成</b>                      高齢者福祉の充実を図るため、低所得高齢者(65-69)の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る</p>	<p>県制度 市同じ</p>
<p><b>乳幼児等医療費助成</b>                      出産と子育ての支援の充実を図るため、乳幼児を持つ子育て家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る</p>	<p>県制度 市拡充</p>
<p><b>こども医療費助成</b>                      子育ての支援の充実を図るため、子育て家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る</p>	<p>県制度 市拡充</p>
<p><b>母子家庭等医療費助成</b>                      子育ての支援の充実を図るため、一人親家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る</p>	<p>県制度 市同じ<sup>4</sup></p>

# 提案の背景



福祉医療費助成の趣旨・目的は、  
全ての市町村が同一

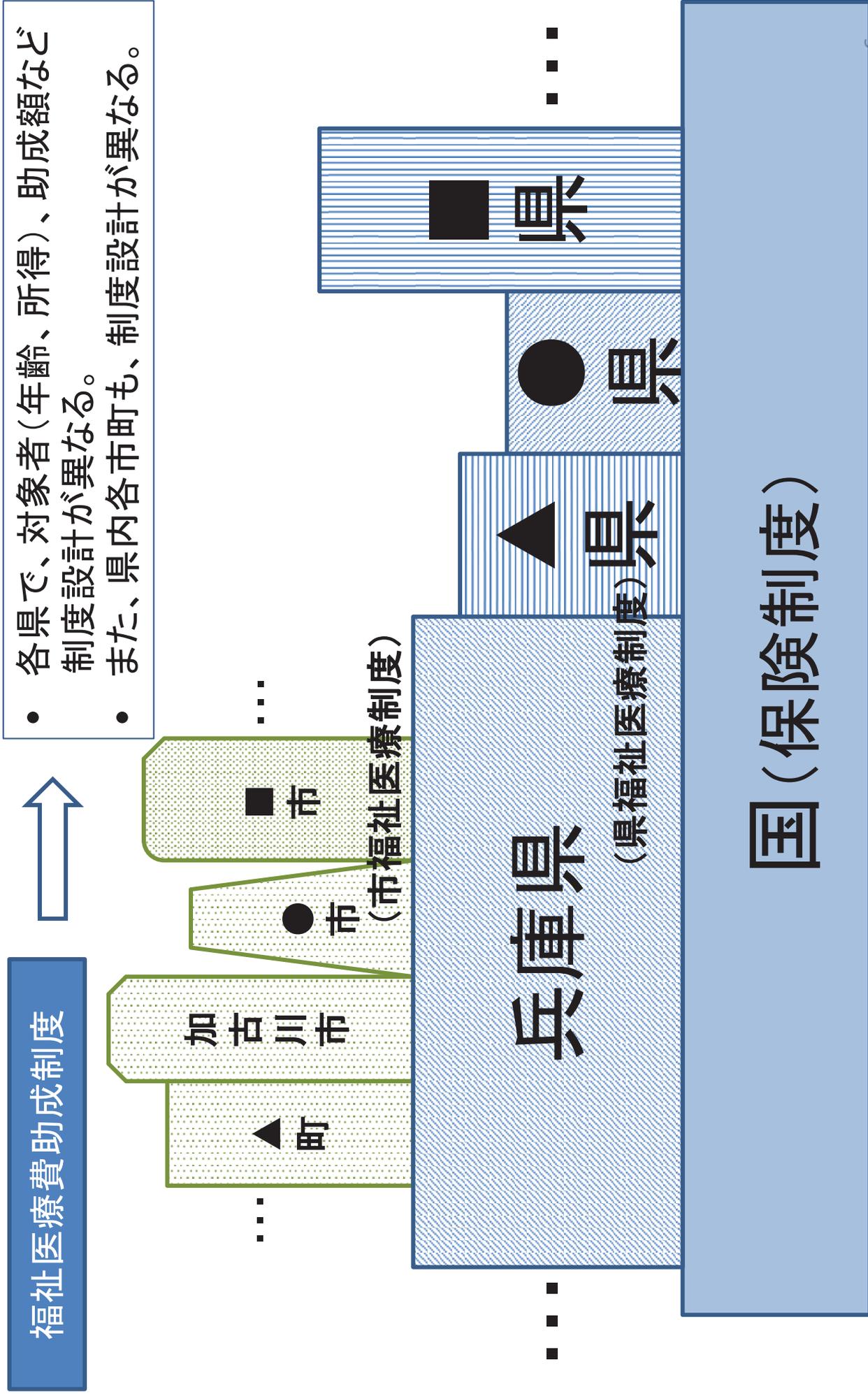
各県、各市で、  
その制度設計が異なる



マイナンバー制度の導入において、福祉医療費助成事務は、  
地方公共団体の独自利用事務が想定されている。

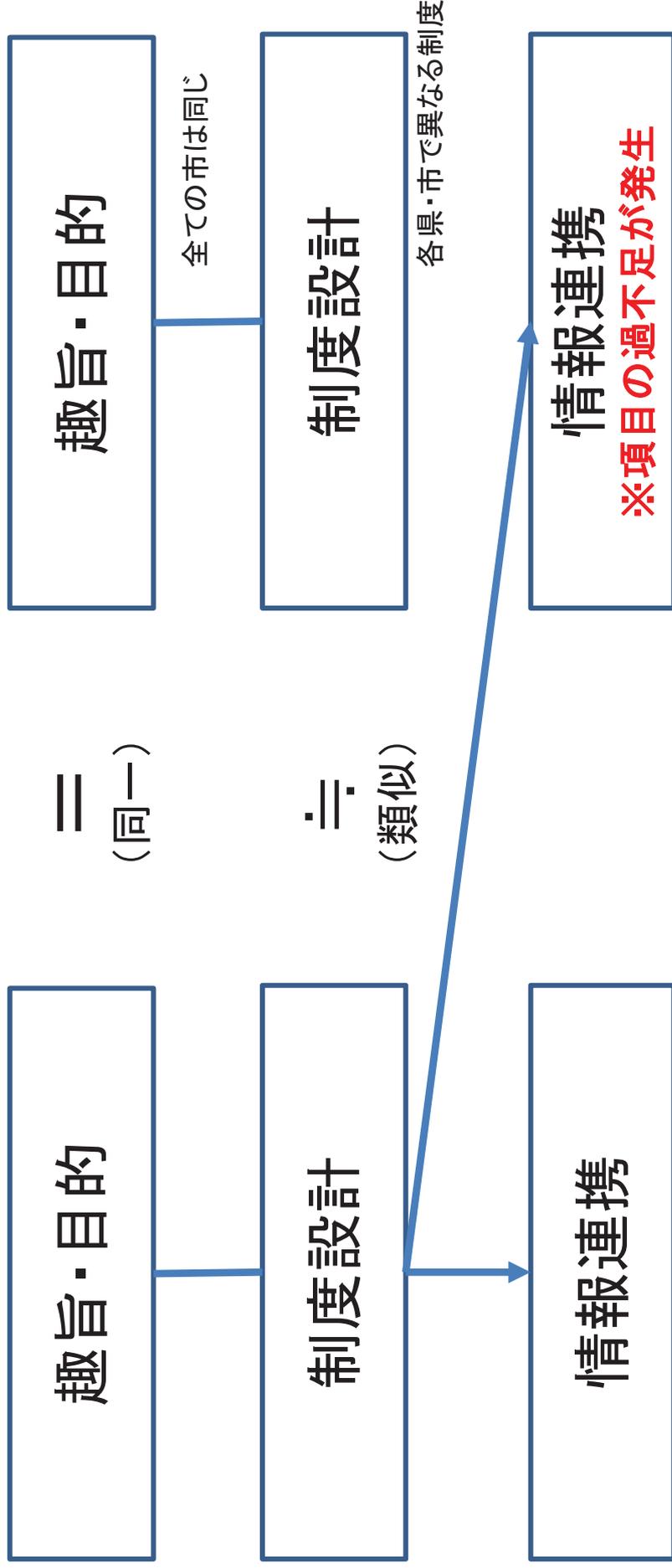
趣旨・目的が同じでも、各市で制度設計が異なる。

# 提案の背景



# 提案の背景

## (法定事務) (福祉医療条例事務)



法定事務の趣旨・目的と同一の条例事務について、  
制度設計が類似するとの想定の下、情報連携の設  
計がされていると考えられる。

# 提案の背景

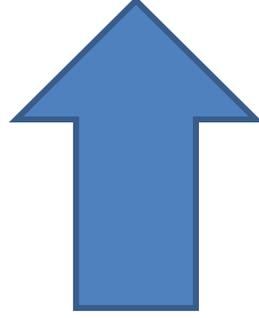
市番号条例



情報連携の届出

- H27.12制定、H29.1施行(福祉医療制度のみ)  
→福祉医療助成がマイナンバー法9条2項の条例事務になる。
- 個人情報保護委員会に届出(H28.3)  
→法19条第14項に基づく情報連携の届出を行い、情報連携できる範囲で利用する。また、連携拡大を要望している。

しかし、…



**準ずる法定事務では、  
情報連携が不十分**

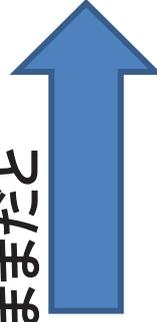
# 提案の背景(マイナンバー導入メリット等)

マイナンバー導入により、市民利便性の向上を図る

## 【市民のメリット】

- 所得課税証明等の取得費用の削減
- 手続きの簡便化など

しかし、このままだと



転出元の証明書を、郵送など煩雑な手続きにより改めて取得する必要がある。

※現在、転出者には、転入先市町で福祉医療費助成の手続きをするため、各市で所得課税証明書の取得を勧めている。

## 【市のメリット】

- マイ・ポータルでの情報照会により、最新情報の取得

しかし、このままだと



マイナンバーの有・無や、ある場合も情報連携できない場合の対応が必要で、事務が煩雑化する。

# 支障事例①（障害者）

## 障害者医療費助成制度の概要

兵庫県		市（拡充）	
対象者	<p>身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A判定 重度精神障害者保険手帳1級 ※市民税所得割額23.5万未満 （世帯合算）</p>	対象者	<p>身体障害者手帳3級（心臓機能障害） 身体障害者手帳3級、4級（60歳以上） 療育手帳B1判定 重度精神障害者保険手帳2級 ※市民税所得割額23.5万未満 （世帯合算しない）</p>
一部負担額	<p>通院：1日600円、月2回まで （低所得者1日400円）</p> <p>入院：1割負担、上限額2,400円 （低所得者1,600円） 4ヶ月目以降は無料</p>	一部負担額	<p>県と同じ</p> <p>県と同じ</p>

# 支障事例①(障害者)

## 対象者

※H26加古川市実績

約8,300人(うち転入者約60件)

- ・身体障害者手帳、療育手帳等の所持者

## 資格審査

本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割税額  
(住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除  
適用前)から、以下の額を控除した額がそれぞれ23  
万5千円未満であること

控除額: 16歳未満の扶養親族 19,800円

: 16歳以上19歳未満の扶養親族 7,200円

本人・配偶者・扶養義務者がそれぞれ市民税非課税  
で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万  
円以下の場合「低所得」

# 支障事例①(障害者)

## ■ 資格審査項目と準じる法定事務の類型

資格審査項目	利用内容	項番 (※)	108 自立支援
課税年度	所得判定	2	○
合計所得金額	低所得判定	4	○
公的年金等収入額	低所得判定	15	○
<b>一般扶養者数</b>	<b>所得判定</b>	<b>65</b>	
16歳未満扶養者数	所得判定	69	○
<b>扶養控除対象(本人該当区分)</b>	<b>低所得判定</b>	<b>80</b>	
住宅貸入金等特別控除額	所得判定	85	○
寄付金控除	所得判定	86	○
市民税所得割額	所得判定	89	○
市民税均等割額	低所得判定	90	○

# 支障事例①(障害者)

## 【まとめ】

- 「108: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」が準じる法定事務であり、大部分の転入者について、所得課税証明書が不要となる。(※所得割税額が23万5千円未満のものは、扶養者数の控除の審査せすとも認定できるため。)
- **準じる法定事務の類型では全てでは対応できないため、独自利用事務のレイアウトが必要である。**(※全てに対応するには、一般扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)が必要のため。)

# 支障事例②(乳幼児)

## 乳幼児医療費助成制度の概要

県		市(拡充)	
対象者	0歳～小3(所得制限有) 市民税所得割額23.5万未満(世帯合算) ※0歳は所得制限無	対象者	0歳～小3(所得制限無)
一部負担額	通院: 1日800円、月2回まで(低所得者1日600円) 入院: 1割負担、上限額3,200円 (低所得者2,400円)	一部負担額	0円
			0円

# 支障事例②(乳幼児)

対象者  
※H26加古川市実績

約24,000人(うち転入者約800件)

## 資格審査

保護者の市町村民税所得割税額(住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除適用前)から、以下の額を控除した額がそれぞれ23万5千円未満であること

控除額: 16歳未満の扶養親族 19,800円  
: 16歳以上19歳未満の扶養親族 7,200円

本人・配偶者・扶養義務者がそれぞれ市民税非課税で公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合「低所得」

# 支障事例②(乳幼児)

## ■ 資格審査項目と準じる法定事務の類型

資格審査項目	利用内容	項番 (※)	9 小児慢性	74 児童手当	108 自立支援
課税年度	所得判定	2	○	○	○
合計所得金額	低所得判定	4	○		○
公的年金等収入額	低所得判定	15	○		○
一般扶養者数	所得判定	65		○	
16歳未満扶養者数	所得判定	69		○	○
扶養控除対象(本人該当区分)	低所得判定	80			
住宅貸入金等特別控除額	所得判定	85			○
寄付金控除	所得判定	86			○
市民税所得割額	所得判定	89	○		○
市民税均等割額	低所得判定	90	○		○

# 支障事例②(乳幼児)

## 【まとめ】

- 「9: 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務」、「74: 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給の事務」が準じる法定事務であるが、9では、**一般扶養者数、16歳未満扶養者数、扶養控除対象(本人該当区分)、住宅貸入金等特別控除額、寄付金控除**の項目が満たせない。
- 準じる法定事務ではないが「108: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」で連携すると、合計所得金額、公的年金等収入額、16歳未満扶養者数、住宅貸入金等特別控除額、寄付金控除、市民税所得割額、市民税均等割額の項目が満たせる。
- **準じる法定事務の類型の拡大では全てでは対応できないため、独自利用事務のレイアウトが必要である。**

# 支障事例③(こども)

## こども医療費助成制度の概要

県		市(拡充)	
対象者	小4～中3(所得制限有) 市民税所得割額23.5万未満(世帯合算)	対象者	小4～中3(所得制限有) 市民税所得割額23.5万未満(保護者)
一部負担額	通院 2割負担	一部負担額	通院 2割負担 (1日400円、月2回まで、 3回目以降は無料)
	入院 2割負担 ※4か月目以降の入院はなし	入院	無料

# 支障事例③(ことも)

対象者  
※H26加古川市実績

約125,000人(うち転入者約100件)

## 資格審査

保護者の市町村民税所得割税額(住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除適用前)から、以下の額を控除した額がそれぞれ23万5千円未満であること

控除額: 16歳未満の扶養親族 19,800円  
: 16歳以上19歳未満の扶養親族 7,200円

# 支障事例③(ことども)

## ■ 資格審査項目と準じる法定事務の類型

資格審査項目	利用内容	項番 (※)	9 小児慢性	74 児童手当	108 自立支援
課税年度	所得判定	2	○	○	○
一般扶養者数	所得判定	65		○	
16歳未満扶養者数	所得判定	69		○	○
住宅貸入金等特別控除額	所得判定	85			○
寄付金控除	所得判定	86			○
市民税所得割額	所得判定	89	○		○

データ標準レイアウトの項番

# 支障事例③(ことも)

## 【まとめ】

- 「9: 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務」、「74: 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給の事務」が準じる法定事務であるが、9では、**一般扶養者数、16歳未満扶養者数、住宅貸入金等特別控除額、寄付金控除**の項目が満たせない。
- 準じる法定事務ではないが「108: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」で連携すると、16歳未満扶養者数、住宅貸入金等特別控除額、寄付金控除、市民税所得割額の項目が満たせる。
- **準じる法定事務の類型の拡大では全ては対応できないため、独自利用事務のレイアウトが必要である。**

# 支障事例④(母子家庭等)

## 母子家庭等医療費助成制度の概要

兵庫県		市(拡充)	
対象者	母子(父子)家庭の監護者と 児童・遺児	対象者	県と同じ
一部負担額	通院: 1日800円、月2回まで (低所得者1日400円)	一部負担額	県と同じ
	入院: 限度額3,200円/月(低 所得者1,600円/月) 4ヶ月目以降は無料		県と同じ

# 支障事例④(母子家庭等)

対象者  
※H26加古川市実績

約3,000人(うち転入者約10件)

## 資格審査

### 【一般】

母子家庭等の合計所得金額が、児童扶養手当(全部支給)に準拠する所得制限未滿

### 【低所得】

母子家庭等が市民税非課税かつ公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万以下の場合かつ児童扶養手当(一部支給)に準拠する所得制限未滿

# 支障事例④(母子家庭等)

## ■資格審査項目と準じる法定事務の類型

資格審査項目	利用内容	項番 (※)	57 児扶手当	65 母子自立	108 自立支援
課税年度	所得判定	2	○	○	○
合計所得金額	所得判定	4			○
公的年金等収入額	低所得判定	15			○
株式所得	所得判定	40			
雑損控除	所得判定	55	○	○	
医療費控除	所得判定	56	○	○	
小規模企業共済掛金控除	所得判定	57	○	○	
配偶者特別控除	所得判定	61	○	○	
老人扶養	所得判定	67	○	○	
特定扶養	所得判定	66	○	○	
配偶者控除等	所得判定	62	○		
特別障害者扶養	所得判定	73	○	○	
普通障害者扶養	所得判定	72	○	○	
一般扶養者数	所得判定	65	○	○	
16歳未満扶養者数	所得判定	69	○	○	○
扶養控除対象(本人該当区分)	低所得判定	80			
市民税均等割額	低所得判定	90			○

データ標準レイアウトの項番

# 支障事例④(母子家庭等)

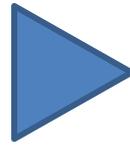
## 【まとめ】

- 「57: 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務」、「65: 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務」が準じる法定事務であるが、57では、**合計所得金額、公的年金等収入額、株式所得、扶養控除対象(本人該当区分)、市民税均等割額**の項目が満たせない。
- 準じる法定事務ではないが、「108: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」で連携すると、合計所得金額、公的年金等収入額、16歳未満扶養者数、市民税均等割額の項目が満たせる。
- **準じる法定事務の類型の拡大では全てでは対応できないため、独自利用事務のレイアウトが必要である。**

# 加古川市からの提案

独自利用事務については、まずは、他の法定シェアウト、複数シェアウトでの情報連携を認め、将来は、独自利用事務にあわせた情報連携を可能にする。

(迅速な対応)



他の法定シェアウト・複数シェアウトでの情報連携

(将来)

独自利用事務にあわせた情報連携

## 他の法定シイアウトの使用

条例事務の情報提供については、条例事務に必要な範囲で、その類型に縛られず、他の準じる法定事務や複数の法定事務のシイアウトで情報連携を行う。

### 【主な改正点】

- 法第19条14項に規定する個人情報保護委員会規則の変更
- マイ・ポータル等の改修



- 一定の範囲で情報連携が可能となる。
- 法定事務の範囲内であることから、システム改修が簡易な上、セキュリティも確保される。

# 加古川市からの提案

## 独自利用事務にあわせた情報連携

独自利用事務の情報連携について、独自利用事務のレイアウトにあわせた情報連携とする。

※既に市が提供している情報の範囲内

### 【主な改正点】

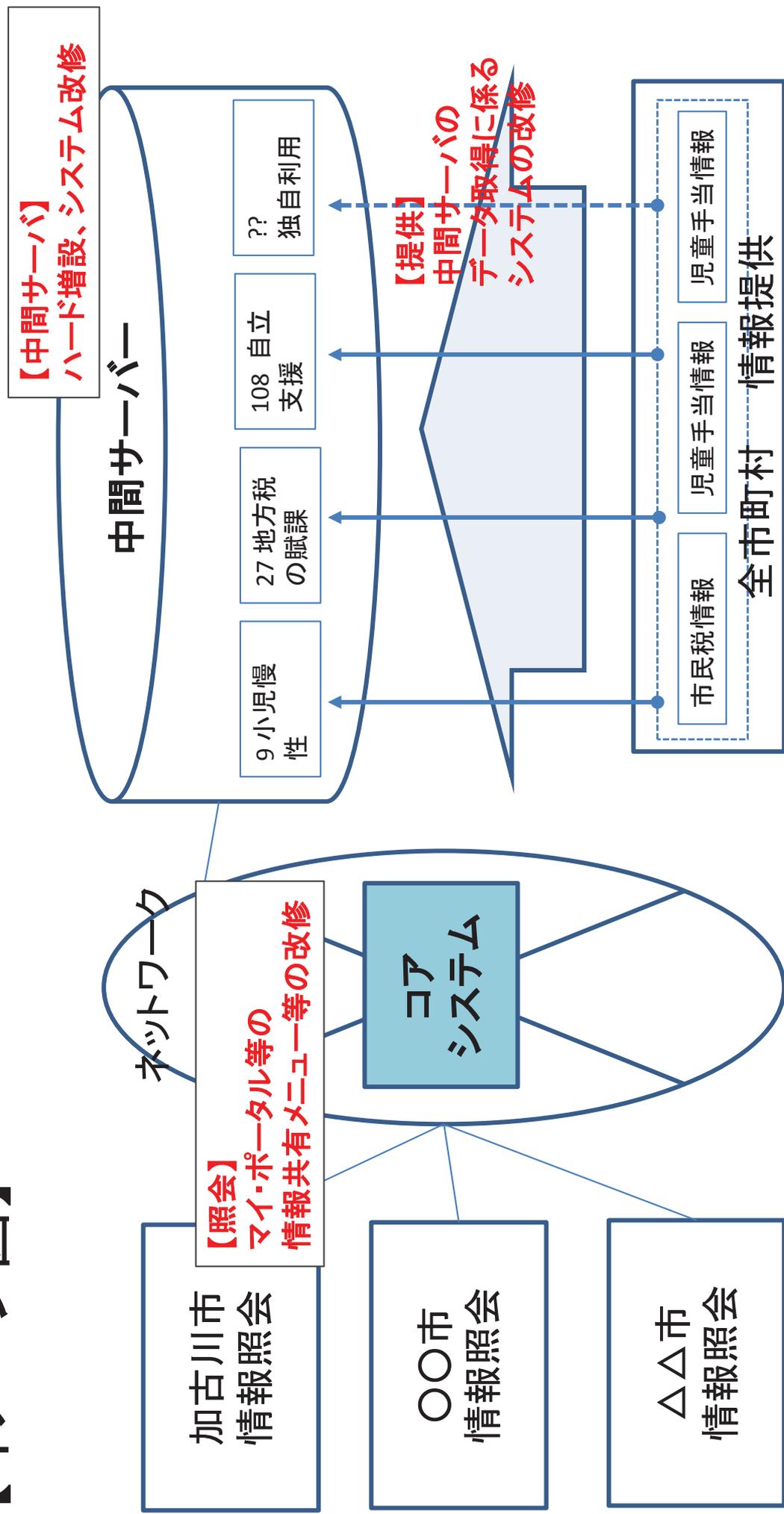
- 法第19条14項に規定する個人情報保護委員会規則の変更
- 中間サーバ、マイ・ポータル等の改修



- 独自利用事務に関するマイナンバーの十分な利用が図れる。
- 必要情報以外は提供しないため、セキュリティが確保される。

# 加古川市からの提案

【イメージ図】



※市側のデータ変更は無いため、改修は無いと考えられる

